

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（認知症研究開発事業）」に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（認知症研究開発事業）」

2. 事業の目的

高齢化の進行とともに認知症患者数は増加の一途をたどっており、根本的な治療法、予防法、医療・福祉の両分野が連携した総合的な対策が求められている。本研究事業では、「実態把握」、「予防」、「診断」、「治療」、「ケア」という観点に立って、それぞれ重点的な研究を一層推進することを目的としている。

3. 事業の概要等

認知症は早期発見、早期介入により症状の悪化を防ぐことができるといわれており、早期発見のために対象者の受診意欲を高めることも重要である。そのためには適切な治療法の存在が前提として重要であるが、未だ疾患を根本的に改善する薬のみならず、病状の進行を止めるような薬すら存在しない。

認知症の根本的治療薬開発には、多くの被検者と長期の追跡期間の必要と考えられ、家族性を含む、コホート研究による原因の根本的な解明や根本的治療につながる研究を行うこと、また治療法として漢方薬などを含めたドラッグリポジショニングに係る研究を行うことを重点に置いている。ならびに、早期診断、予防、治療法の開発に向けた研究の推進を行うことを重点においている。

主な研究として、下記の研究を行う。

- ① 認知症のケアにおけるグッドプラクティスの収集などデータの収集法ならびに、データの蓄積、活用に関する手法の開発に関する研究。
- ② 地域における認知症予防介入方法の開発に関する研究

4. 予算額

1 課題あたり上限 15,000 千円

5. 実施期間

契約日から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設の能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室と協議の上、決定する。